

No. 27 豊明市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
経済建設部 環境課		0562-92-1113	直通	0562-85-1560
住所	〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1		担当者氏名	日 比
URL	https://www.city.toyoake.lg.jp/9113.htm		E-mail	kankyo@city.toyoake.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	みなし浄化槽を撤去し転換する場合の限度額（宅内配管工事費を含む）	汲取便槽を撤去し転換する場合の限度額（宅内配管工事費を含む）
5人槽	720,000	1,140,000	1,125,000
7人槽	839,000	1,259,000	1,244,000
10人槽	982,500	1,140,500	1,387,500
11人槽以上	補助しない	補助しない	補助しない

(2) [令和7年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	合計
50	50	20				120

前年度実績基数（2基）

(3) [補助対象地域]

- 豊明市公共下水道事業計画区域及び市長が別に定めた区域を除く区域

(4) [特定地域の有無] 有（境川流域）

(5) [補助対象条件]

- 自らの居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を自らの居住の用に供する建物に浄化槽を設置する個人が次の各号のいずれかに適合して設置する場合

- ①既設のみなし浄化槽から浄化槽へ切り替える場合
- ②し尿くみ取り便所から浄化槽へ切り替える場合

※浄化槽とは

- ①し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって生物化学的酸素要求量（以下、「BOD」という）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下又は総リン濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するとともに、合併浄化槽設置設備事業における国庫指針が適用されるもの
- ②別表1に定める環境配慮型浄化槽であるもの

※別表1（第2条関係）

(W)

人槽区分	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (りん除去型)
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
10人槽	75	102	157

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③放流水を公共用水域へ放流するための配管工事を行わない者
- ④市税の滞納がある者
- ⑤その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①設置場所の案内図
- ②法第5条2項の規定に基づく審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法の規定に基づく建築確認通知書の写し
- ③住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ④配置図（配管が分かるものであること）
- ⑤浄化槽法に基づく浄化槽工事業の登録をしていることが分かる書類及び浄化槽設備士免状の写し
- ⑥工事施工見積書又は工事請負契約書の写し

- ⑦登録浄化槽管理票（C票）、及び保証登録証
- ⑧市税の完納証明書
- ⑨前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（8）〔 実績報告書に添付する書類及び提出期限 〕

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度2月末日までのいずれか早い日
- ①法第10条の規定に基づく、浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（設置者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあつては、自ら行うことのできることを証明する書類）
- ②法第7条第1項及び第11条第1項に規定する検査の依頼書の副本及び契約書の写し
- ③浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ④施工時の写真
- ⑤領収書の写し
- ⑥平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽整備事業の推進体制の強化について」にて提示された工事チェックリスト
- ⑦設置者のうち、既設のみなし浄化槽から浄化槽へ切り替えをしたものについては、のみなし浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑧設置者のうち、既設のみなし浄化槽又はし尿くみ取り便所を撤去したものは、撤去中の写真
- ⑨前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください